招集期日	平成 3	1 年 2	月 2 7	7 日	(水)	É	会議の	湯所	孝) 首	香具	皇室
会議の時刻	開会の	開会の時刻 午後1時30分				Į.	用 <i>会</i>	: 者	孝	女	育	長	
及び宣告者	閉会の	閉会の時刻 午後2時00分				F	明 <i>全</i>	き 者	孝	女	育	長	
	委	員	出	席	;	状	況	ı		•			
氏	名	摘	要	氏			名		指	摘 要		į	
秋本文子教育長		出	出 席		平野博		之	之 委 員		Н	出 席		‡
柿沼拓弥教育長職務代理者		出	席	岩	﨑	智	子	委	員	日	1	盾	‡ J
髙 瀬 賢 一	委 員	出	出 席										
議事参与者及び	佐藤学	佐藤学校教育部長 須永教		女育総務課長 細村生			寸学校	学校教育課長					
説明のための出席者													
書 記 名	教育総	教育総務課長 須永											
会議事件名		7				h		末					
開会	教育長	第1回臨時教育委員会を開会 教育委員会の会議は公開が原則となっているが、出席委員の分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができ、本日の日程のうち議案第10号は人事に関する議案のため非なとしてよろしいか。 異議なしの声あり						: る。					
		教育長 議案第10号を非公開とする 教育長 協議事項1について学校教育課長から説明を求めた。											
日程第1 協議事項1 平成30年度小・中等 校卒業式教育委員会 告辞(案)について	<u> </u>	小学]の教育 :校告辞 :校告辞	を読み	⊁上け	だ。	を踏	まえ	、修	正を力	ロえ	た。	

会議事件名		て ん 末
	教育長	協議事項1について、質問・意見を求めた。
	平野委員	小学校の告辞で、「恩送り」の説明をする段落中、「鶴のお話で言えば、助けられた鶴が…」との一文が、「鶴の恩返し」の物語の中に、そのような件があるかのような文章に見えるので、例えば、「鶴に例えれば」等に置き換えてみてはどうかと思うが、いかがか。
	学校教育課長	誤解を招かないよう、わかりやすい表現に修正する。
	柿沼委員	小学校の告辞の冒頭の、「『恩送り』という言葉を送ります。」というところが、「送り」を繰り返しているため、「送ります。」を別の言葉に変えてみてはいかがか。また、「こうした方々へ言葉や行動で今できる『恩返し』は、当然必要な事です。」の「当然」が、適当でないように感じるので、入れない方が良いと思うが、いかがか。
	学校教育課長	良い表現を検討して修正する。
	教育長	協議事項1については、よろしいか。
		異議なしの声あり
		協議事項1は、承認された旨宣した。
	教育長	議案第6号から議案第9号については、関連があるため、一括しての議題とする。 議案第6号から議案第9号について学校教育課長から説明を求めた。

会議事件名		てん末
日程第2 議案第6号 羽生市立小・中学校 管理規則の一部を改 正する規則	学校教育課長	議案第6号については、2月定例教育委員会で協議事項として提出し、委員の意見を伺ったことを踏まえて提出する。羽生市立小・中学校管理規則の主な改正点は、第3条の休日等の規定において、冬季休業日が1月6日までであったところを1月7日まで、学年末休業日が3月28日からであったところを3月27日からとすること及び第19条の3として、学校運営協議会の設置について新規に規定することである。
議案第7号 羽生市学校運営協議 会規則の一部を改正 する規則	学校教育課長	羽生市立小・中学校管理規則に学校運営協議会の設置について 規定することにより、本規則の第1条の見出しが「(設置)」であったところを「(趣旨)」に改める。また、第3条の見出しも、「(通知等)」から「(指定及び通知)」に改める。さらに、学校運営協議会の設置の指定を取り消すことに関する規定を、第15条として定める。
議案第8号 羽生市立小・中学校事務 共同実施組織運営規程 の一部を改正する規程		羽生市立小・中学校管理規則に学校運営協議会の設置について 規定することにより、共同実施組織についての規定が第19条の3 から第19条の4にずれたため、整合をとるものである。
議案第9号 羽生市教育委員会事 務局組織規則の一部 を改正する規則	学校教育課長	羽生市立小・中学校管理規則に学校運営協議会の設置について 規定することにより、本規則の学校教育課の事務分掌に、学校運 営協議会に関することを加えるものである。
	教育長	議案第6号から議案第9号について、質問・意見を求めた。
		特になし
	教育長	議案第6号から議案第9号については、よろしいか。
		異議なしの声あり

会議事件名		てん末
	教育長	議案第6号から議案第9号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第 10 号は会議を非公開とする。傍聴人はあるか。
	教育総務課長	傍聴人はいない。
	教育長	議案第 10 号について、学校教育課長から説明を求めた。
議案第10号 県費負担教職員の任 免等の内申について	学校教育課長	羽生市立小・中学校県費負担教職員の任命等に関し、地方教育 行政の組織及び運営等に関する法律第38条第3項の規定により、 議案資料のとおり、埼玉県教育委員会に内申することについて、 議決を求めるものである。
	教育長	議案第 10 号について、質問・意見を求めた。
		特になし
	教育長	議案第 10 号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第 10 号は、可決された旨宣した。
	教育長	これより会議を公開とする。
閉会	教育長	閉会を宣した。

会議事件名		7	h	末	
	教育長				
	委 員				
	委員				
	<u>書記</u>				